確　　認　　書

墨田区開発指導要綱第２０条で定める「事業を実施することにより墨田区地域防災計画に基づく防災行政無線放送に支障を生ずる場合は、区長と協議し、当該建築物の屋上等の一部に墨田区防災行政無線設備保守管理要綱（昭和５６年６月１２日５６墨地防発第２０２号）第２条第４号に規定する固定系子局を移設する等、当該建築物による防災行政無線放送の音響効果の弊害の解消に努める」こととし、これに関して、引き続き、区長と協議することを確認します。

年　　　月　　　日

建築予定住所

建築物名称

建築主 住　所

会社名

責任者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先